

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1093 号（諮問第 1734 号）

件名：非違行為に関する速報等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 4 年 12 月 21 日及び令和 5 年 1 月 10 日

2 原処分

令和 4 年 12 月 28 日及び令和 5 年 1 月 19 日（一部開示決定）

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

令和 5 年 1 月 10 日及び同月 30 日

4 諮問

令和 5 年 3 月 30 日

5 答申

令和 6 年 2 月 28 日

6 審査会の結論

県教育委員会が、本件行政文書の一部開示決定において、別表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたこと、及び別記に掲げる請求 2（以下「請求 2」という。）に対し、同表の 1 欄に掲げる文書 2（以下「文書 2」という。同欄に掲げる文書 1 も同様とする。）を特定したことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、A 市の中学校で発生した非違行為について、県教育委員会が取得した文書であり、当審査会において本件行政文書を確認したところ、その構成及び内訳は、別表の 1 欄及び 2 欄に掲げるとおりであると認められる。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、「全面的黒塗りは不当、違法である」、「一部開示された文書について、さらなる開示がなされることを求める」等と主張していることから、実施機関が不開示とした別表の3欄に掲げる部分が、同欄に掲げる規定に該当するか否かについて、以下検討する。

ア 条例第7条第2号該当性について

- (ア) 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

- (イ) 条例第7条第2号本文該当性について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、文書1には非違行為を行ったとされる職員（以下「B職員」という。）の氏名、生年月日及び所属校名、校長の氏名及び所属校名並びに報道機関の担当者名が、文書2にはB職員の氏名、生年月日及び所属校名、校長の氏名、所属校名及び印影並びに被害生徒の氏名及び年齢が記載されていた。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

よって、これらの情報は、条例第7条第2号本文に該当する。

- (ロ) 条例第7条第2号ただし書該当性について

a 同号ただし書イ該当性について

審査請求人は、審査請求書において、報道により広く知られた内容は開示されるべきである旨を主張している。

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件事案については、一部新聞報道等がなされているが、県教育委員会として公表は行っておらず、これらの報道等は県教育委員会の公表に基づくものではないとのことである。

当審査会において検討したところ、本件事案について実施機関が公表していないことからすれば、仮に報道されており、一時的に公衆の知り得る状態に置かれたとしても、当該情報は、報道機関の独自の取材に基づき報道されたものであり、そのことをもって、当該

情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イには該当しない。

よって、これらの情報は、同号ただし書イには該当しない。

b 同号ただし書ハ該当性について

審査請求人は、審査請求書において、職務行為中の内容は開示されるべきである旨を主張している。

当審査会において検討したところ、本件行政文書には、B 職員が行った非違行為に関する情報が記載されており、これらは、B 職員及びその管理監督責任者の処分を検討するために用いられる情報であって、処分についての情報は、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報の面を含むものと認められ、同号ただし書ハには該当しない。

よって、これらの情報は、同号ただし書ハには該当しない。

c さらに、これらの情報が、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

(エ) したがって、これらの情報は、条例第7条第2号に該当する。

イ 条例第7条第5号該当性について

(ア) 条例第7条第5号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方に基づき、条例第7条第5号該当性について、以下検討する。

(イ) 当審査会において条例第7条第5号により不開示とした文書1の非違行為の概要及び被害者とその家族等の受け止め方並びに文書2の非違行為の概要、事後措置、相手方の主張、申立書及び校長の意見を見分したところ、B 職員が行った非違行為の事実経過等の内容が記載されており、これらの部分は、処分を決定するための審議及び検討に関する情報であると認められる。

実施機関によれば、これらの部分は、内部での審議及び検討がまだ十分でない情報であり、処分前の人事上確定していない未成熟な状態で少しでも公になると、県民や教育現場に無用な誤解や混乱を招くお

それがあるとのことである。

本件一部開示決定の時点では、本件非違行為に係る処分の内容を検討中であり、事実確認が不十分な状況であったことからすれば、これらの部分を公にすることにより、誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

また、これらの部分を公にすることが前提となれば、関係者が開示されることを意識して発言し、発生した非違行為についての調査及びその記録が形骸化することで、関係者の意見等が十分入手できなくなり、県教育委員会の審議及び検討に必要な不可欠な情報が提供されないなど、県教育委員会の公正・中立的な立場での審議及び検討に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(ウ) よって、これらの部分は、条例第7条第5号に該当する。

ウ 条例第7条第6号該当性について

(ア) 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

(イ) 当審査会において条例第7条第6号により不開示とした文書1の非違行為の概要及び被害者とその家族等の受け止め方並びに文書2の非違行為の概要、事後措置、相手方の主張、申立書及び校長の意見を見分したところ、前記イ(イ)において述べたとおり、これらの部分は、処分を決定するための審議及び検討に関する情報であると認められ、公にすることにより、関係者は率直な意見を述べることを躊躇し、作成者も開示されることを意識した記述をするおそれがあるなど、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなることで、県教育委員会が行う人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(ウ) よって、これらの部分は、条例第7条第6号に該当する。

(4) 請求2に係る審査請求について

審査請求人は、請求2に係る審査請求書において、「②調査内容及び、③聞き取りについては、記載がない」等と主張しており、また、反論書において、「聞き取りをしているなら、その記録の原本を公開することが、請求者の求めるものである」等と主張していることから、請求2に対する実施機関の文書特定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。

実施機関によれば、「②調査内容」及び「③聞き取り」についての内容は、

文書2の(3)概要から(5)相手の状況までに記載されており、これらは学校等が調査した内容及び関係者に聞き取った内容であることから、文書2は請求2に該当する文書であり、また、県教育委員会において請求2に該当する文書は、文書2以外に管理していないとのことである。

当審査会において当該部分の内容を確認したところ、非違行為についての調査内容及びB職員を含む関係者から聞き取られた内容等が記載されていることから、文書2は請求2に合致する文書であることが認められた。

また、当審査会において実施機関から提出された資料を確認したところ、当該非違行為に関する調査及び聞き取りは当該中学校で行い、その内容は、当該中学校が作成する非違行為報告書等に集約されたうえで、県教育委員会が取得しているものといえることから、文書2以外に請求2に合致する行政文書が存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、ほかに特定すべき文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、請求2に対する文書特定に誤りはない。

(5) 実施機関のその他の主張について

文書1において不開示とした非違行為の概要及び被害者とその家族等の受け止め方並びに文書2において不開示とした非違行為の概要、事後措置、相手方の主張、申立書及び校長の意見は、条例第7条第5号及び第6号に該当することから、実施機関の主張する同条第2号該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

本件行政文書の不開示情報該当性については前記(3)において述べたとおりであり、また、請求2に対する文書特定の妥当性については前記(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

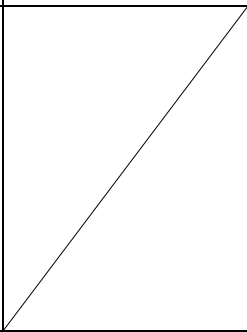
請求2

「A 市立中学校非違行為に関する速報」以外のもので、事件についてわかるもの。

②学校や、県教委、該当教委による調査内容

③生徒（該当生徒も含む）（被害生徒）からの聞きとり、事情聴取の記録について、

別表

1 行政文書	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定	
文書 1 非違行為に関する速報（令和〇年〇月〇日付け）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の氏名、生年月日及び所属校名</li> <li>・ 校長の氏名及び所属校名</li> <li>・ 報道機関の担当者名</li> </ul>	条例第 7 条第 2 号
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非違行為の概要</li> <li>・ 被害者とその家族等の受け止め方</li> </ul>	条例第 7 条第 2 号、第 5 号及び第 6 号
文書 2 教職員の非違行為について（報告）（令和〇年〇月〇日付け）	<small>かがみ</small> 鑑文	B 職員の氏名及び所属校名	条例第 7 条第 2 号
	非違行為報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の氏名、生年月日及び所属校名</li> <li>・ 校長の氏名及び印影</li> <li>・ 被害生徒の氏名及び年齢</li> </ul>	条例第 7 条第 2 号
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非違行為の概要</li> <li>・ 事後措置</li> <li>・ 相手方の主張</li> </ul>	条例第 7 条第 2 号、第 5 号及び第 6 号
	申立書	全部	条例第 7 条第 2 号、第 5 号及び第 6 号
	教職員の非違行為に関わる校長意見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 職員の氏名、生年月日及び所属校名</li> <li>・ 校長の氏名及び所属校名</li> </ul>	条例第 7 条第 2 号
		校長の意見	条例第 7 条第 2 号、第 5 号及び第 6 号